

基本的事項
基本方針 基本目標
自然環境
生活環境
まちなみ
地球温暖化
循環型社会
学ぶ・共に創る
推進プログラム
進行管理
資料編

第4章 計画の推進に向けて

- 基本方針** 取組の主体である「人」を視点とした2つの基本方針に基づき，市民・事業者・市が一体となって，各分野における具体的な取組を進めます。

基本方針Ⅰ さまざまな環境について学ぶ

環境保全の取組を推進していくためには，私たち一人ひとりが環境についての正しい知識を学び，現状や課題を知ることが重要です。そのため，自然の中での体験学習をはじめとした環境学習や学校での教育の機会を提供し，充実させるとともに，環境に関する情報を早くわかりやすく伝えていきます。

＜取組の方向性＞

環境についての学習と教育をさらに進める

- 取組1 各主体による環境学習や学校における環境教育のさらなる充実を図ります
- 取組2 地域における環境保全活動を行う人材の育成に努めます

環境について学んだり体験できる機会を増やす

- 取組1 市民や事業者が環境学習会などを行いやすいように，公共施設の利用や情報の提供などの支援を進めます
- 取組2 いろいろな主体やリーダーによる，環境保全活動や学習の機会を増やします

環境に関する情報を早くわかりやすく伝える

- 取組1 大気質や水質，有害化学物質*，騒音・振動などを継続的に調査し，市内の環境情報についての体系的な把握と管理に努めます
- 取組2 学習や教育に役立つように，市内の環境関連の情報を整理し，内容や提供手段を検討します

本市の環境をより良いものとし、将来の世代に引き継いでいくためには、「第 3 章 目指す環境の姿の実現に向けて」で示した各基本目標に基づく施策を確実に実施していくことが重要となります。

そこで、各基本目標の達成へ向けた取組の共通する方向性を「基本方針」として設定するとともに、その取組をより効果的・効率的に推進するために段階的な施策展開を行います。

これまでの主な取組

「環境教育・環境学習*の推進」

本市では環境学習の一環として、生きもの観察会を実施しており、生きものとのふれあいを通じた体験型の環境学習を推進しています。また、環境学習の場として、市街地を中心に総合公園などの市内 4 箇所にビオトープ*を設置し、環境学習の場や人と自然とのふれあいの場として利用しています。さらに、学校教育においては、全小学校で環境体験学習を行い、生徒が環境に対する理解を深め、身近な環境に配慮した生活習慣を身につけるよう取り組んでいます。



生きもの観察会の様子

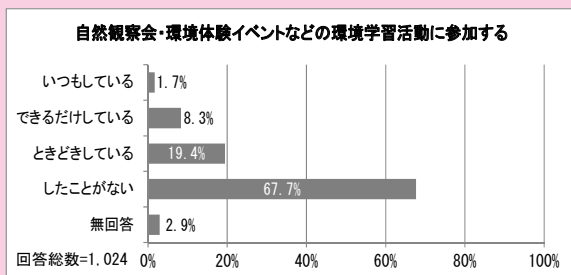
現状

本市では、環境教育・環境学習に関する取組を推進しており、アンケート調査によると、児童・生徒における環境保全の意識の向上や取組の実践について成果が認められるものの、「自然観察会・環境体験イベントなどに参加したことがない」と回答した人が約 7 割を占めています。また、環境学習・環境教育の推進については、「学校の授業等のカリキュラムにおける環境教育に力を入れるべき」と回答した人が 6 割を超えています。

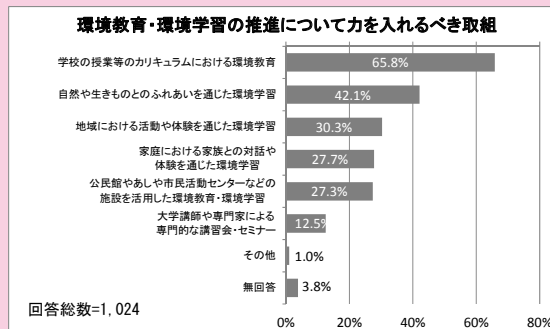
課題

本市の取組だけではなく、より多くの市民が環境について学ぶ機会の提供や、学校園などにおける環境学習・環境教育についてのさらなる充実が求められています。

これらのことから、地域や事業所で行っている環境学習などについての情報の整理や発信を行うことや、単発での環境イベントだけではなく段階的かつ継続的な学習の機会を創出することなどの取組を進めていく必要があります。



アンケート調査結果



アンケート調査結果

基本的事項
基本方針 基本目標
自然環境
生活環境
まちなみ
地球温暖化
循環型社会
学ぶ・共に創る
推進プログラム
進行管理
資料編

基本方針Ⅱ 目指すべき環境を共に創る

人と環境とのすこやかな関わりを目指し、より良い環境を築き、次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境を守る取組を進め、さらには市民・事業者・市が相互に協力し合い、一体となり取組を継続していくことが重要です。

そのため、各主体の活動に関わる情報連携や相互に情報交換を行える機会を創出し、一体となった取組の実現を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

＜取組の方向性＞

市民・事業者・市がそれぞれの立場で 環境を守る取組を進める

- 取組1 各主体による環境保全活動のさらなる充実を図ります
- 取組2 市民や事業者などが環境イベントなどを行いやすいように、活動の場の提供や周知などの支援を進めます

市民・事業者・市が協力して取り組む

- 取組1 各主体による環境イベントなどの情報を集約し発信する仕組みについて検討します
- 取組2 市民や事業者などが集まり情報の交換・共有を行える場を創ります
- 取組3 各主体が相互に協力し合い、将来へつながる、より良い環境の創出や保全についての活動のさらなる充実を図ります

これまでの主な取組

本市の環境づくりを市民・事業者・市（行政）の連携により進めるために、市民、事業者、市職員、専門的知識を有する者で構成した「芦屋市環境づくり推進会議」を設置し、市民を対象とした生きもの観察会などの環境体験学習を開催しています。また、人材育成研修や生涯学習出前講座などの開催、芦屋わがまちクリーン作戦*の実施を通じて、環境保全活動に対する市民の意識啓発を図り、市民の参画を促しています。



芦屋市環境づくり推進会議の活動の様子

そのほか、京都精華大学との協働により、芦屋市環境マネジメントシステム*の策定・運用を行い、本市の事務事業活動における環境への負荷の低減に取り組んでいます。

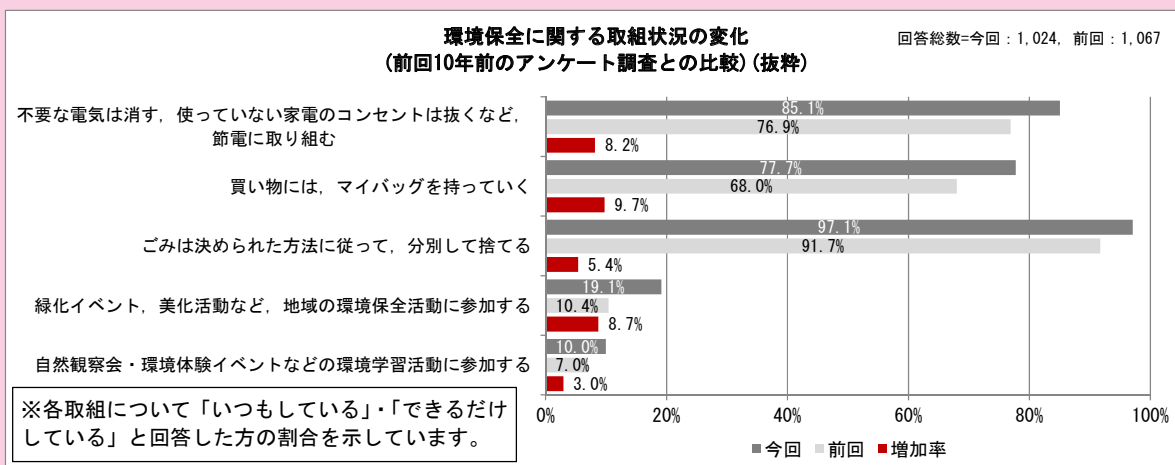
現状

アンケート調査によると、10年前の同調査と比較して、環境保全の取組の実施率は向上している結果が認められます。また、事業者ヒアリングにおいても、環境保全の取組として、法令に基づき省エネや公害防止について取り組んでいる事業者が多く見られました。

課題

各主体における環境保全の取組を進めてきましたが、主体間の情報の共有や協力できる仕組みを作るには至りませんでした。

また、事業者からは、今後の課題として、市民や行政との協力体制を挙げる声がありました。より良い環境を次の世代に引き継いでいくためには、主体それぞれの取組を一層推進し、さらには市民・事業者・市が一体となった取組を継続することが重要となります。そのことから、各主体間の情報交換や連携を目指した機会の創出、さらには、具体的な一体的取組の実施について推進する必要があります。



アンケート調査

基本的事項
基本方針 基本目標
自然環境
生活環境
まちなみ
地球温暖化
循環型社会
学ぶ・共に創る
推進プログラム
進捗管理
資料編

2 推進プログラム

1) 段階的施策の展開

本計画の「目指す環境の姿」を実現させるためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で取組を進めるとともに相互に協力することが重要となります。それをより効果的・効率的に推進するため、以下に示す基本的な考え方に沿って段階的に取り組んでいきます。

[ステップ1]

環境問題に対する市民の関心は以前と比べて高まっていますが、市民一人ひとりの環境保全意識には差がみられ、それぞれが身近なことから取り組み、さらに各主体が一体となった取組を進めていくには、課題が認められるところです。

そのことから、第1段階として、基盤づくりのために以下のことに取り組みます。

○基本方針Ⅰ：「さまざまな環境について学ぶ」

- ①環境学習や環境教育を行うに当たり、役立つ情報の整理・提供に努めます。
- ②地域における環境保全活動を行う人材を育成するための段階的なカリキュラムを検討します。

○基本方針Ⅱ：「目指すべき環境を共に創る」

- ①各主体それぞれの活動の充実を図ります。
- ②いろいろな主体による活動の情報を収集し発信する仕組みを検討します。

[ステップ2]

ステップ1の基盤づくりを進めながら、第2段階として各主体それぞれの活動の輪を広げ、ネットワーク化することにより目標の達成に向けて以下のことに取り組みます。

○基本方針Ⅰ：「さまざまな環境について学ぶ」

- ①市民一人ひとりが環境に関する情報に関心を持ち学びます。
- ②ステップ1で検討したカリキュラムを実施し、地域における環境保全活動を行う人材を育成します。
- ③多様な人材による学習の機会を増やします。

○基本方針Ⅱ：「目指すべき環境を共に創る」

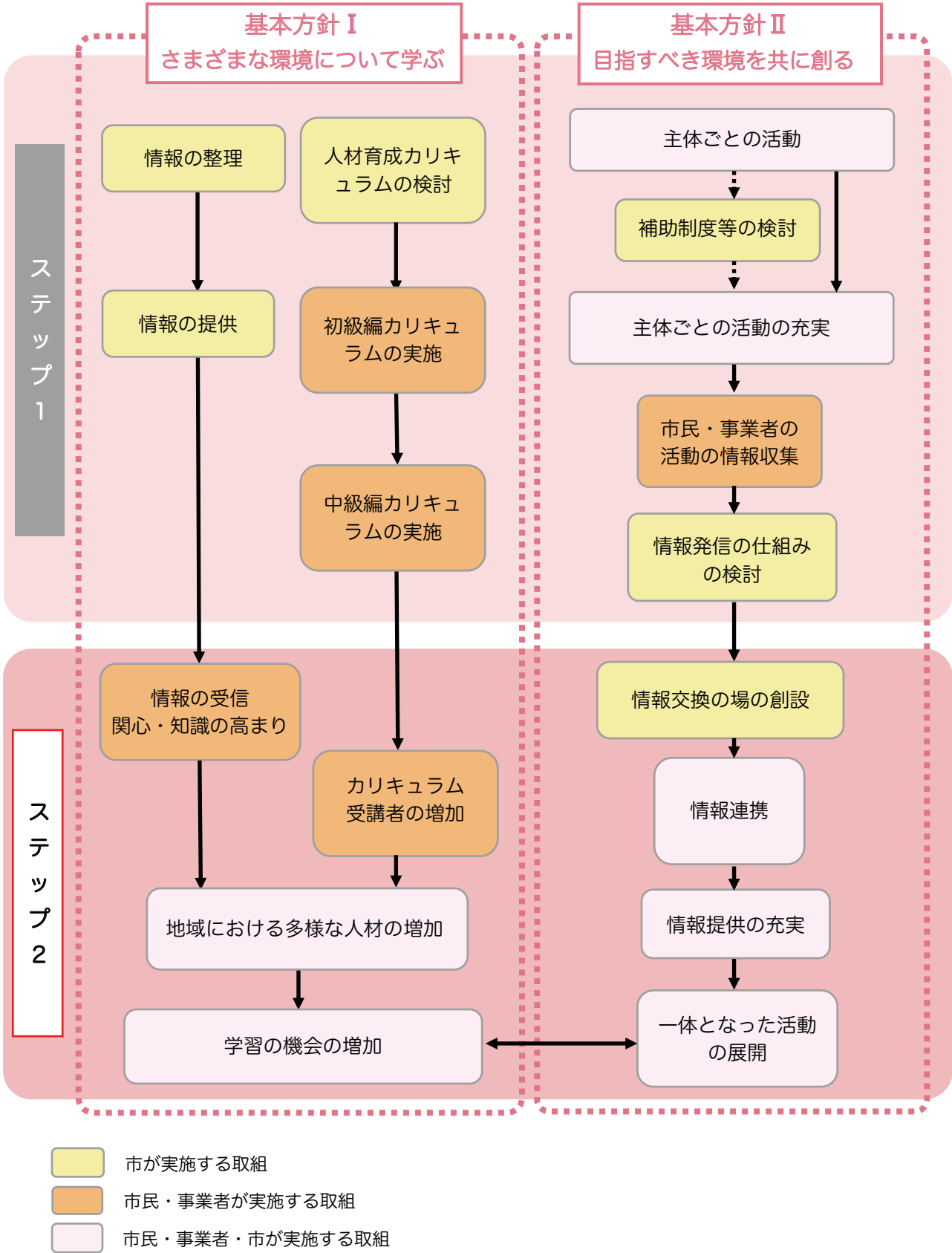
- ①市民団体や事業者で環境イベントを開催する主体同士が集まり情報交換できる場をつくります。
- ②各主体が一体となった活動を展開します。
- ③各主体間で情報連携の仕組みを活用し、さらなる情報提供の充実を図ります。

2) 推進プログラムを実施するために

推進プログラムを進めるに当たり、「芦屋市環境づくり推進会議」が中間的な支援や協力を担うことで、人材育成のためのカリキュラムの検討や情報の収集発信の仕組みを検討し、最終的には推進フローに示す役割分担を目指し取り組んでいきます。

3) 推進フロー

推進プログラムに基づき、段階的な施策の展開により各主体が実施する取組について、色分けにより最終的な役割分担を示し、推進フローとして以下のとおり示します。



基本的事項
基本方針
自然環境
生活環境
まちなみ
地球温暖化
循環型社会
学ぶ・共に創る
推進プログラム
進行管理
資料編

3 計画の進行管理

本計画では、「目指す環境の姿」の実現に向けた基本目標や施策について示しています。その実効性を確保するために、本計画の実施状況を把握し施策の効果について客観的・総合的な評価を行うとともに、庁内において共通認識を図り施策を見直すことにより、さらなる取組を推進します。

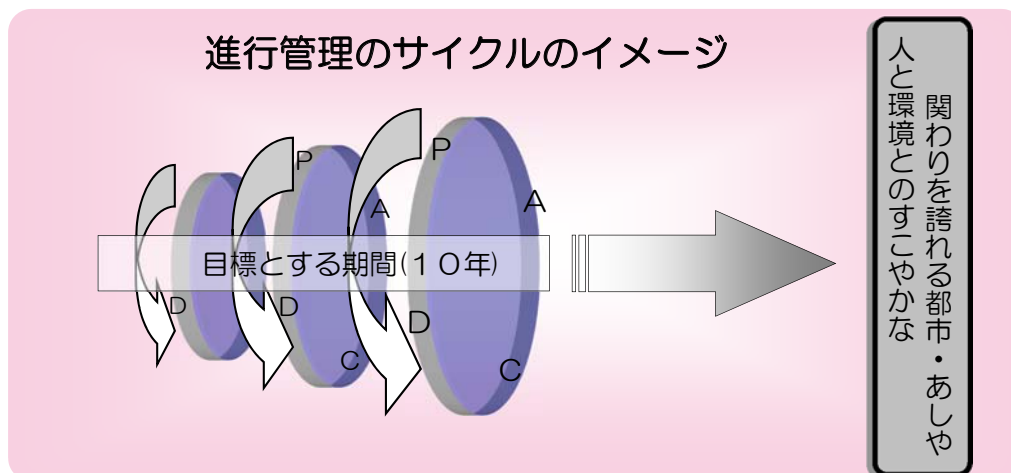
1) 進行管理のサイクル

本計画の進行は、PDCAサイクルにより管理し、『Plan（計画・目標・施策の設定）⇒Do（実施）⇒Check（点検）⇒Action（見直し）』を繰り返し行っていくことで、継続的な改善を図り、「目指す環境の姿」を実現します。また、このPDCAサイクルによる進行管理については、年次報告書を作成し広く市民に公表します。

進行管理のサイクル

分類	項目	時期	内容
P	実施計画の策定	前年度 10月	本市総合計画に基づき、各所管課において個別施策の実施計画をつくります。
D	個別施策の実施	当該年度 4月～3月	個別施策を実施します。
C	各所管課（自己）評価	翌年度 4月～5月	各所管課毎に個別施策の実施状況を把握し、その内容を本計画に基づき自己評価します。
	実施状況のまとめ 進捗状況の点検	翌年度 6月～7月	各所管課からの実施状況を取りまとめます。また、各所管課からの自己評価を集約し、基本目標ごとに進捗状況の点検を行います。
A	施策の見直し	翌年度 8月	施策の実施状況及び基本目標ごとの進捗状況を芦屋市環境計画推進本部及び幹事会に報告し、施策の見直しなどを検討します。
	総合的評価	翌年度 10月～11月	施策の実施状況及び見直し状況を芦屋市環境審議会に報告し、総括及び基本目標ごとの総合的評価を行います。
	公表	翌年度 12月	個別施策の実施状況・自己評価・総合的評価・施策の見直しについて、年次報告書にまとめ市民に公表します。
P	施策への反映	翌々年度 以降	見直した結果を各所管課と共有し、次の年度以降の施策に反映させます。

進行管理のサイクルのイメージ



2) 推進・評価体制

芦屋市環境計画推進本部^注

本計画を総合的・効果的に推進するため、本市の庁内各部署が一体となり取り組む必要があることから、庁内調整を図りながら、諸施策を円滑に展開していくために「芦屋市環境計画推進本部」を開催します。

注 芦屋市環境計画推進本部とは…

芦屋市環境計画の総合的、かつ、効果的な推進を図るため設置され、計画に関する関係部局の総合調整や計画の推進に必要な事項に関する事務を所掌する組織

芦屋市環境審議会^注

本計画の推進状況について専門的な見地から総括及び基本目標ごとの総合的評価を行うため、本市の諮問機関である「芦屋市環境審議会」において、施策の実施状況及び基本目標ごとの進捗状況を報告します。

注 芦屋市環境審議会とは…

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第52条により、環境基本法第44条の規定に基づき設置され、市域における環境の保全に関する基本的事項又は重要事項について調査審議する審議会

3) 総合的な評価方法

本計画の実施状況について、基本目標の進捗を示す指標や各所管課が実施する個別施策・取組の結果により進捗状況を把握するとともに、社会状況の変化や各所管課からの自己評価の内容（評価に至る理由、改善策、改善策の実施時期）なども考慮し、総合的な評価を行います。

さらに、毎年の評価と見直しに加えて、5年後の平成31年度にアンケートを実施するなど、それまでの5年間に於ける本計画の基本目標達成に向けた進捗状況について、中間評価を行います。